

今後の九州大学の行動指針について

1. 政府の緊急事態宣言及び福岡県の休業要請解除を踏まえた基本方針

- 令和2年5月18日より「3 制限(中)」としている。
- 今後の感染状況等社会情勢を踏まえつつ、夏学期開始時からの段階の引き下げについて、そのおおよそ一週間前に判断する。
- 再度の緊急事態宣言及び休業要請がなされた場合や学内での感染状況によっては段階の引き上げを検討する。

2. 各行動の詳細

(1) 研究活動

- 現状で実施することが必要な研究活動に取り組む。その際、自宅での作業を積極的に取り入れることとするが、学内で実施する活動については、必要最小限のスタッフの在室、滞在時間短縮に十分配慮することとする。
- この場合、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、オンラインを活用した研究活動、打合せ等を最大限活用し、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事する。
- 本学又は本学組織主催の小規模(屋内:100人以下かつ収容率50%以内、屋外:200人以下かつ人との距離を十分に確保(2m))の研究会合については、ガイドライン記載の感染予防策実施、チェックリストによる確認を条件として、開催を可能とする。

(2) 授業

- 令和2年度春学期(～6月24日(水))については、遠隔授業のみの開講とする。ただし、卒業・修了年次の学生に対して、早急に対面において実施する必要がある実験等を伴う研究指導等は必要と認められる範囲において学内で行うことができるものとする。その場合、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施する。
- 夏学期(6月25日(木)～8月12日(水))以降については、現在のところ、遠隔授業を引き続き原則とするが、加えて、学部長・学府長の判断により、対面での授業実施が必要かつ秋学期以降への変更が困難な科目及び研究指導等は実施できることとする。なお、今後の感染拡大状況等を踏まえ変更する場合には速やかに公表する。

(3) 学生の課外活動

- 引き続き各学生（団体）の一切の活動（web を活用した活動は除く）は禁止し、課外活動施設を全て閉鎖する。

(4) 事務体制

- ローテーションによる最小限の勤務体制を構築し、在宅勤務を積極的に活用するとともに、出勤する場合であっても文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事する。

(5) 学外者のキャンパス訪問

- 本学関係者以外の不要不急な訪問を自粛するよう要請する。

(6) その他

- 都道府県をまたぐ移動・出張は可能とするが、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動・出張は慎重に行うこととする。また県内外を問わず移動・出張の際には、その地域の感染状況を十分に踏まえることとする。なお、外出の際には、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避ける。※現在の北九州市における感染拡大状況に鑑み、当分の間、北九州市内への移動・出張については十分慎重に行うこととし、北九州市在住の学生・教職員は、(1)～(4)に関わらず県内外を問わず不要不急な移動・出張を可能な限り自粛し、在宅での学習、勤務を積極的に行うこととする。
- 国外出張については外務省の感染症危険レベルが維持されている限り禁止とする。
- 附属図書館はサービス内容、在館時間などを制限して開館する。（各図書館の最新情報は図書館ホームページで要確認）
- 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。
- 各人において、毎日検温を実施し、発熱その他症状がある場合には、登校・出勤を行わないことを改めて徹底する。
- 公共交通機関利用者は、時差出勤を徹底することにより3密を回避する。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
- 通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り最短とする。